ときは、人事院の定めるところにより、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の人事院が定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の人事院が定める措置を講じなければならない。

2　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年十月一日から施行する。

（育児休業法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　育児休業法第二十六条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる範囲内において、この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における育児時間の承認の請求をする場合におけるこの規則による改正後の規則一九―〇第二十九条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

（人事院規則一―七九の一部改正）

第三条　人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （改正後の人事院規則一九―〇における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置） **第二十四条**　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、規則一九―〇―一七（人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則）による改正後の規則一九―〇第三条の三及び第二十八条の規定を適用する。	**附　則** （改正後の人事院規則一九―〇における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置） **第二十四条**　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第三十八条の規定による改正後の規則一九―〇第三条の三、第二十八条及び第二十九条第一項の規定を適用する。

（人事院規則一五―一四の一部改正）

第四条　人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（介護休暇） **第二十三条**　（略） **第二十三条の二**　（略） 2　一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。	（介護休暇） **第二十三条**　（略） **第二十三条の二**　（略） 2　一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。